

愛知県国民保護計画 新旧対照表（案）

修正箇所	新	旧	備考
第1編 第4章 3	<p>人口の地域分布及び土地利用</p> <p>人口については、全県で約742万人(H23.10.1)と、東京都、<u>神奈川県、大阪府</u>に次いで全国第4位であり、人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は20.6%と、全国値(23.0%)より2.4ポイント低くなっている。(略)</p>	<p>人口の地域分布及び土地利用</p> <p>人口については、全県で約742万人(H23.10.1)と、東京都、<u>大阪府、神奈川県</u>に次いで全国第4位であり、人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は20.6%と、全国値(23.0%)より2.4ポイント低くなっている。(略)</p>	データの更新
第1編 第4章 4	<p>(1) 道路 [別表1のとおり]</p>	<p>(1) 道路 [別表1のとおり]</p>	データの更新
第1編 第4章 4	<p>(2) 鉄道 [別表2のとおり]</p>	<p>(2) 鉄道 [別表2のとおり]</p>	データの更新
第1編 第4章 5	<p>空港及び港湾の位置等</p> <p>本県は、全国一の貿易額を誇り五大港の一つである<u>国際拠点港湾</u>の名古屋港のほか、衣浦港及び三河港の2つの重要港湾を有するとともに、中部国際空港及び航空自衛隊小牧基地も滑</p>	<p>空港及び港湾の位置等</p> <p>本県は、全国一の貿易額を誇り五大港の一つである<u>特定重要港湾</u>の名古屋港のほか、衣浦港及び三河港の2つの重要港湾を有するとともに、平成17年2月にオープンした中部国際空</p>	用語の整理

修正箇所	新	旧	備考
	走路を利用している県営名古屋空港(正式名称「愛知県名古屋飛行場」)を有する。 (略)	港及び航空自衛隊小牧基地と滑走路を共同利用している県営名古屋空港(正式名称「愛知県名古屋飛行場」)を有する。 (略)	
第1編 第4章 5	(1) 港湾 [別表3のとおり] (2) 空港 県営名古屋空港 (面積) <u>171</u> ha	(1) 港湾 [別表3のとおり] (2) 空港 県営名古屋空港 (面積) <u>165</u> ha	データの更新
第1編 第4章 7	石油コンビナート等特別防災区域 [別表4のとおり]	石油コンビナート等特別防災区域 [別表4のとおり]	データの更新
第1編 第4章 8	<u>原子力発電所の立地</u> <u>本県には原子力発電所又は原子炉施設(以下「原子力発電所等」という。)は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)には含まれていない。</u> <u>浜岡原子力発電所(静岡県御前崎市)から愛知県境までは概ね5.5km、美浜発電所(福井県三方郡美浜町)から愛知県境までは概ね8.2kmである。</u>	(新規)	武力攻撃原子力災害対策の記載

修正箇所	新	旧	備考
第2編 第1章 第2 3	<p>(3) <u>警察災害派遣隊の充実・強化</u> 県警察は、他の都道府県警察と連携して、<u>警察災害派遣隊</u>が直ちに出勤できるよう、隊員に対する専門的知識及び技能を取得させるための教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。</p>	<p>(3) <u>広域緊急援助隊の充実・強化</u> 県警察は、他の都道府県警察と連携して、<u>広域緊急援助隊</u>が直ちに出勤できるよう、隊員に対する専門的知識及び技能を取得させるための教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。</p>	用語の整理
第2編 第1章 第3 2	<p>高度情報通信ネットワーク等による通信の確保</p> <p>県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時において、情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達経路の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。</p> <p><u>また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。</u></p>	<p>高度情報通信ネットワークによる通信の確保</p> <p>県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時において、情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達経路の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p><u>また、非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。</u></p>	警報等の情報伝達手段の追加

修正箇所	新	旧	備考																												
第3編 第2章 2	<p>(1) 県対策本部の組織 (組織図中)</p> <table border="1" data-bbox="479 352 880 608"> <tr><td>知事政策部</td><td>産業労働部</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>地域振興部</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>会計部</td></tr> <tr><td>防災部</td><td>企業部</td></tr> <tr><td>環境部</td><td>病院事業部</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td></td></tr> </table>	知事政策部	産業労働部	総務部	農林水産部	地域振興部	建設部	県民生活部	会計部	防災部	企業部	環境部	病院事業部	健康福祉部		<p>(1) 県対策本部の組織 (組織図中)</p> <table border="1" data-bbox="1234 352 1635 608"> <tr><td>知事政策部</td><td>産業労働部</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>農林水産部</td></tr> <tr><td>地域振興部</td><td>建設部</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>出納部</td></tr> <tr><td>防災部</td><td>企業部</td></tr> <tr><td>環境部</td><td>病院事業部</td></tr> <tr><td>健康福祉部</td><td></td></tr> </table>	知事政策部	産業労働部	総務部	農林水産部	地域振興部	建設部	県民生活部	出納部	防災部	企業部	環境部	病院事業部	健康福祉部		組織変更
知事政策部	産業労働部																														
総務部	農林水産部																														
地域振興部	建設部																														
県民生活部	会計部																														
防災部	企業部																														
環境部	病院事業部																														
健康福祉部																															
知事政策部	産業労働部																														
総務部	農林水産部																														
地域振興部	建設部																														
県民生活部	出納部																														
防災部	企業部																														
環境部	病院事業部																														
健康福祉部																															
第3編 第4章 第2 2	<p>(5) 県の区域を越える避難の調整</p> <p>③ <u>避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行う。</u></p> <p>④ (略)</p>	<p>(5) 県の区域を越える避難の調整 (新規)</p> <p>③ (略)</p>	避難措置における配慮事項の整理																												
第3編 第4章 第2 2	<p>(9) <u>大規模集客施設等における施設滞在者等の避難</u></p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、県は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>(新規)</p>	避難措置における配慮事項の整理																												

修正箇所	新	旧	備考
	<p>(10) (略)</p> <p>(11) 公共交通機関が限られている地域における住民の避難 (略)</p> <p>また、内陸部と分断される可能性のある半島部においては、状況に応じ、前記(10)と同様の措置を講じる。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(10) 公共交通機関が限られている地域における住民の避難 (略)</p> <p>また、内陸部と分断される可能性のある半島部においては、状況に応じ、前記(9)と同様の措置を講じる。</p>	
<p>第3編 第5章 1</p>	<p>(2) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>(2) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>救援事務の 移管</p>
<p>第3編 第5章 2</p>	<p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、具体的な支援内容を示し国に対して支援を求める。</p> <p><u>内閣総理大臣</u>から他の都道府県の救援の実</p>	<p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、具体的な支援内容を示し国に対して支援を求める。</p> <p><u>厚生労働大臣</u>から他の都道府県の救援の実</p>	<p>救援事務の 移管</p>

修正箇所	新	旧	備考
	<p>施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して支援を行う。</p>	<p>施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して支援を行う。</p>	
<p>第3編 第7章 第3</p>	<p><u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</u></p> <p><u>武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、及びNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について定める。</u></p> <p><u>1 武力攻撃原子力災害への対処</u> <u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、県は、原則として、県地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>2 NBC攻撃による災害への対処</u> （略）</p>	<p>NBC攻撃による災害への対処</p> <p>NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について定める。</p> <p>（新規）</p> <p><u>1 NBC攻撃による災害への対処</u> （略）</p>	<p>武力攻撃原子力災害対策の記載</p>
<p>第3編 第7章 第4 7</p>	<p>（1）消防に関する措置等</p> <p>② 県警察による被災者の救助等</p> <p>県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関等との連携のもとに救助活動を行う。大規模な被害の場合</p>	<p>（1）消防に関する措置等</p> <p>② 県警察による被災者の救助等</p> <p>県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関等との連携のもとに救助活動を行う。大規模な被害の場合</p>	<p>用語の整理</p>

修正箇所	新	旧	備考
	<p>は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する<u>警察災害派遣隊</u>の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。</p>	<p>は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する<u>広域緊急援助隊</u>の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。</p>	
<p>第6編 第1章 3</p>	<p>(7) 国民生活の安定に関する事項 ○ (略) ○ 市町村は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。</p>	<p>(7) 国民生活の安定に関する事項 ○ (略) ○ 市町村は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。</p>	<p>用語の整理</p>